

令和4年1月31日

実務修習生 各位  
指導鑑定士 各位

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
実務修習運営委員会  
委員長 比留間 康昌  
( 職 印 省 略 )

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 実地演習の実施方法の特例措置について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は実務修習の運営に関し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの国内感染の影響拡大を受けて、当委員会では、令和3年11月1日付「新型コロナウイルス感染症影響拡大に伴う実地演習の実施方法の特例措置」により、令和4年1月31日までを期間として当該措置を講じたところですが、同年1月21日に政府より『まん延防止等重点措置』を実施すべき区域が拡大されたことを受けて、別添のとおり、実地演習における特例措置の講ずる期間を延長いたします。

つきましては、別添をご確認のうえ、特例措置についてご対応、ご指導を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化に応じ、特例措置の内容に変更が生じた場合は、引き続き本会ホームページ等でご案内いたしますので、定期的にご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

### <お問い合わせ先>

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 9階  
e-mail : [kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp](mailto:kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp)

新型コロナウイルス感染症影響拡大に伴う  
実地演習の実施方法の特例措置（令和4年2月1日現在）

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
実務修習運営委員会

令和2年6月1日通知  
（中略）

令和3年11月1日更新  
令和4年2月1日更新

1. 当該措置を講ずる期間【令和4年2月1日更新：期間延長】

令和4年3月31日まで

※ 今後の状況に応じ、上記期間を延長する場合があります。

2. 実地演習における特例措置の内容

◇…令和3年11月1日付通知文特例措置と同様の措置

① 直接対面による指導

《対応方法》

- ◇ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点や各実施機関又は修習生の個別事情等を考慮した結果、対面による指導ができないと判断した場合は、電話やWEB通信（メールやテレビ会議等）の通信手段を用いた指導（以下、「通信指導」という。）を可とします。
- ◇ 通信指導による場合においても、実務修習業務規程施行細則に規定する指導回数（1年コースは原則1週間に1回、2年コースは原則2週間に1回）は順守していただきますようお願いいたします。
- ◇ 通信指導を行った場合、「実地演習実施状況報告書」No.1の「修習生に指導を行った日」欄において、当該日付の冒頭に「○」を冠記し、「○4月20日」のように記入してください。

② 対象不動産の実地調査、事例地・公示地等の実地調査

《対応方法》

- ◇ 現地調査については、基本的な感染症対策を徹底しつつ、修習生本人が実際に調査を行ってください。

③ 調査（法務局、役所、その他）

《対応方法》

◇ 法務局、役所、図書館等（調査先）での調査は、修習生本人が可能な範囲で実際に調査を行ってください。

◇ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、調査先の施設が休館となっている場合\*により、修習生が役所等に赴いて必要な資料を入手することができない場合は、指導鑑定士から、当該修習生に対して、必要な資料のご提供・ご提示をお願いいたします。この場合、修習生は、鑑定評価報告書の適宜の箇所及び物件調書（土地－４・建物－４：物件調査行動記録）にその旨及び理由を記載してください。

なお、当該記載がない場合、審査において減点対象となる場合があります。

※ 一部サービスの利用停止により地歴調査が行えない場合も含む。

#### ④ 過去の实地演習で題材とした不動産の再使用制限

《対応方法》

◇ 通常通り、実務修習業務規程施行細則第 16 条第十五号の規定を適用します。

##### 【実務修習業務規程施行細則第 16 条第十五号】

实地演習実施機関の指導者は、次に掲げる細分化類型について、その所属する实地演習実施機関が過去 3 年以内の实地演習において題材とした不動産と同一の不動産を用いて、修習生を指導してはならない（修習生が規程第 30 条第 1 項、第 31 条第 2 項又は第 38 条第 2 項第二号もしくは第三号の規定に基づく再履修をする場合において、指導者が当該修習生の再履修前の指導にあたって題材とした不動産と同一の不動産を用いて当該修習生を指導する場合を除く）。この規定は、实地演習実施機関が不動産鑑定業者であって、複数の事務所を設けている場合は、そのすべての事務所を一の实地演習実施機関とみなして適用する。

イ 更地（住宅地、商業地、工業地及び大規模画地）

ロ 自用の建物及びその敷地（低層住宅）

ハ 貸家及びその敷地（居住用賃貸及びオフィス用賃貸）

### 3. その他

上記の他、新型コロナウイルスの国内感染の影響拡大により、实地演習の実施方法に関してご不明な点がございましたら、本会事務局実務修習担当課宛てに、メールにてお問い合わせください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事務局では在宅勤務を継続実施しておりますので、メールによりお問い合わせください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

以上